

居宅介護支援 重要事項説明書

令和 6年 4月 1日現在

1 担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）

氏 名	
-----	--

2 事業者（法人）の概要

事業所（法人）名	有限会社 おひさまケアサービス
所在地	神奈川県平塚市幸町 26-4
電話番号	0463-24-2230
FAX番号	0463-24-2271
代表者名	取締役 越地 久美子

3 居宅介護支援事業所の概要

（1）事業所の所在地等

事業所名	おひさまケアプラン
所在地	神奈川県平塚市幸町 26-4
電話番号	0463-24-2230
FAX番号	0463-24-2271
事業所番号	1472004660
管理者名	越地 久美子
指定年月日	令和3年7月1日

（2）営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	8:30～17:30

※土日曜・祝日・夏季休暇・年末年始（12/29～1/3）は休業

職員体制

(令和 6年 4月 1日現在)

職 種	人 数	備 考
管理者（主任介護支援専門員）	1名	常勤兼務 1名
主任介護支援専門員	2名	常勤専従 1名 常勤兼務 1名
介護支援専門員	3名	常勤専従 2名 常勤兼務 1名
事務職員	名	

(3) サービスを提供する実施地域

サービスを提供する実施地域	平塚市・大磯町・伊勢原市・秦野市
---------------	------------------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

4 事業の運営の方針

利用者の「生活」を常に意識し、安心して相談・支援ができる様に努めます。

5 居宅介護支援の内容

居宅介護支援では、自宅で生活する利用者が介護サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を考慮し、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。また、必要に応じて介護施設等の紹介も行います。

ケアマネジャーが行う、居宅介護支援の具体的な内容等は、以下のとおりです。

(1) 居宅介護支援の内容

アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
ケアプラン作成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。
サービス担当者会議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。
モニタリング	少なくとも月に1回、ケアマネジャーが利用者の居宅を訪問し、本人の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認します。

給付管理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定の申請に係る援助	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します。

(2) 居宅介護支援の業務範囲外の内容

ケアマネジャーは、ケアプランの作成やサービスの調整等を行います。下記に示すような内容は業務範囲外となります。これらのご要望に対しては、必要に応じて他の専門職等を紹介いたします。

居宅介護支援の業務範囲外の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 救急車への同乗 ● 入退院時の手続きや生活用品調達等の支援 ● 家事の代行業務 ● 直接の身体介護 ● 金銭管理
-----------------	--

6 利用料金

介護費用は、サービスや内容ごとに決められた単位数に地域単価をかけた金額となります。地域単価は、地域区分やサービスによって、1単位に対する単価が変わります。

地域区分 : 5級地 地域単価 : 10,70円

居宅介護支援の利用者負担金は、原則10割が保険給付になるためいただきません。

介護支援専門員が利用者宅を訪問する際にかかる交通費については、サービス提供地域にお住まいの方は無料となります。ただし、サービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合にはその交通費（実費）の支払いが必要となります。

7 秘密保持

事業者が得た利用者やその家族の個人情報、介護サービスの提供以外の目的では原則として使用しません。サービス担当者会議などで利用者やその家族の個人情報を使用する場合は、利用者およびその家族の同意を事前に文書で得ることとします。

8 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9 相談・苦情の窓口

居宅介護支援に関する相談、苦情等は担当介護支援専門員（ケアマネジャー）又は下記窓口までご連絡ください。

(1) 事業所の相談窓口

相談・苦情の担当者	越地 久美子
連絡先	0463-24-2230

(2) その他の相談窓口

平塚市役所 介護保険課	神奈川県平塚市浅間町 9-1	0463-21-8790
大磯町役場 福祉課	神奈川県中郡大磯町東小磯 183	0463-61-4100
伊勢原市役所 介護高齢福祉課	神奈川県伊勢原市田中 348	0463-94-4711
秦野市役所 高齢介護課	神奈川県秦野市桜町 1-3-3	0463-82-9616
神奈川県国民健康保険団体連合会	神奈川県横浜市西区楠町 27-1	045-329-3447

10 公正中立なケアマネジメントの確保

複数事業所の説明等	利用者は、ケアプランに位置付ける介護サービス事業所等について、複数の事業所の紹介や、その選定理由について事業者に求めることができます。
前6カ月間のケアプランにおける訪問介護等の利用割合	事業所が前6ヶ月に間に作成したケアプランにおける「訪問介護」「通所介護」「地域密着通所介護」「福祉用具貸与」の利用割合等を別途資料にて説明しました。

1 1 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	越地 久美子
-------------	--------

1 2 医療との連携

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください(お渡しした名刺等をご提示ください)。

1 3 重要事項説明書の説明日

重要事項説明書の説明日	令和 年 月 日
-------------	----------

利用者に対して重要事項説明書を交付の上、居宅介護支援のサービス利用及び重要事項の説明を行いました。

事業所（法人）名	有限会社 おひさまケアサービス
代表者名	取締役 越地 久美子
事業所名	おひさまケアプラン
説明者氏名	

私は、重要事項説明書に基づいて居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、その内容を同意の上、本書面を受領しました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	